

議第 5 号

高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

時間外勤務の上限時間を定めるため改正しようとする。

高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の勤務時間等に関する条例（平成6年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) 2 (略) <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。